

令和6年度 球磨村地域おこし協力隊の募集について（募集要項）

球磨村役場では、次のとおり地域おこし協力隊を募集いたします。希望者は、募集内容等をよくお読みになったうえでお申込みください。

職種	球磨村との業務委託契約
勤務先	一勝地ヤマメ養魚場
採用人数	2名
募集対象	任用開始日から一勝地ヤマメ養魚場に勤務し、ヤマメ・マス等の養殖や養魚場の管理・運営に従事します。 加工品の開発や販路拡大、イベント等の企画・運営に従事します。 施設のPR(SNS等による情報発信)等を行います。 地域住民や団体との協働、協力体制の構築により、地域活性化に取り組みます。
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・任用の日において概ね20歳以上の方 ・三大都市圏及び指定都市(熊本市等)に居住している方で、採用後に球磨村に生活拠点を移し、住民票異動ができる方(Uターン可) ・地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために精力的に行動できる方 ・基本的なパソコン操作(文書作成・表計算処理)及びインターネット、SNS等の活用ができる方 ・普通自動車免許保持者(AT限定可) ・地方公務員法第16条の一つも該当しない方
業務期間	業務委託開始日から令和7年3月31日まで(1年更新として最長3年)
業務形態・時間	<p>現養魚場経営者が、マンツーマンで養魚等のノウハウを伝授します。</p> <p>業務概要に掲げる内容に要する時間帯です。</p> <p>(例1: 給餌は1日5回前後、8:00～11:00、13:00～16:00)</p> <p>(例2: イベント企画、9:00～11:00、情報発信19:00～21:00)</p> <p>(例3: 加工品の開発、10:00～12:00、地域住民等との協働活動14:00～17:00)</p> <p>※給餌は、毎日欠かせません。1日の業務は給餌を含め、例1・2・3等を組み合わせた業務です。</p>
審査方法等	<p>第1次選考 履歴書により選考を行い、結果については文書で通知します。</p> <p>第2次選考 第1次選考合格者を対象に球磨村役場で面接(オンライン可)を行います。</p> <p>最終結果 インターン後、期間中の活動状況等により選考を行い、結果については文書で通知します。</p>
受験手続	<p>◆募集期間：令和6年12月27日(金)から令和7年1月27日(月)まで</p> <p>※持参の場合、受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。(ただし土、日、祝日、閉庁日を除く)</p> <p>※閉庁日：令和6年12月28日から1月5日まで。</p> <p>※郵送による場合は、令和7年1月27日(月)までの消印有効。</p> <p>◆提出書類：応募様式1、様式2を提出(様式は球磨村役場、または球磨村役場ウェブサイトにあります)</p> <p>写真は3ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身(縦4cm×横3cm程度)のもの。</p> <p>◆提出先：球磨村役場 産業振興課</p> <p>〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地</p> <p>※郵送の場合は、封筒の表に「地域おこし協力隊募集申込」と朱書きすること。</p>
報酬・活動経費等	<p>月額233,300円(年額2,799,600円：ただし、インターン期間中は、月額12,000円)</p> <p>活動に要する旅費、消耗品、研修費等は予算の範囲内で支給します。</p>
その他	<p>(1)家賃については月額30,000円、通信運搬費は月額3,000円を限度とし助成します。 ただし、引越越し費用、光熱水道費等は個人負担になります。</p> <p>(2)提出書類につきましては、一切お返しいたしません。</p> <p>(3)受験資格における地方公務員法第16条に定める項目について(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・球磨村において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。
募集内容に関する問合せ先	<p>球磨村役場 産業振興課</p> <p>〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地</p> <p>電話番号:0966-32-1115</p>